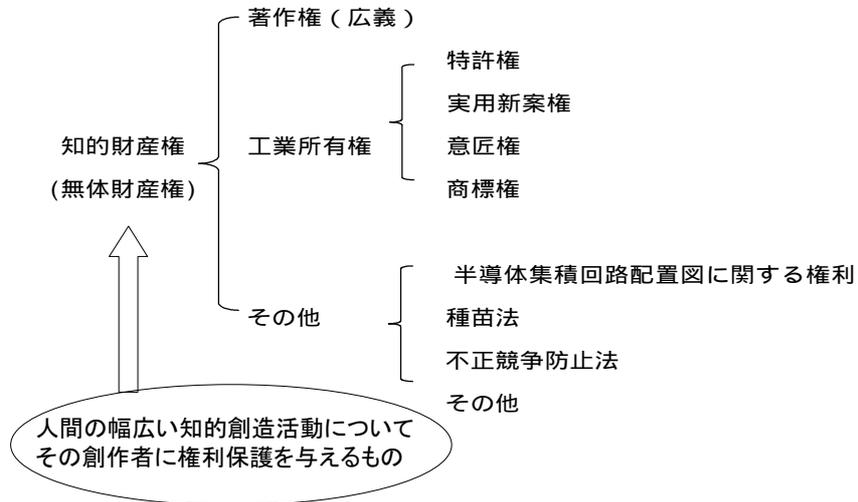


# インターネットと著作権

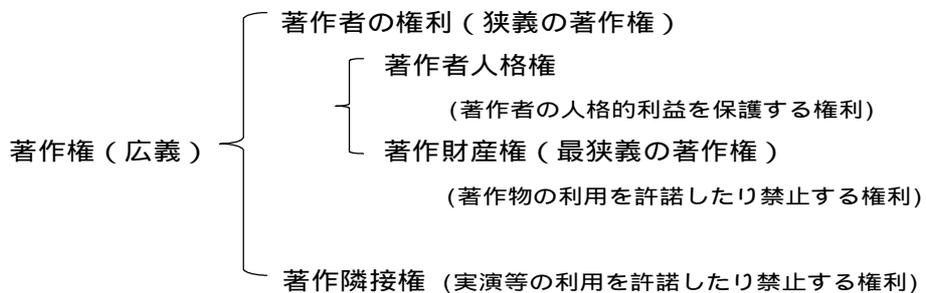
Internet Week 2001  
近畿大学講師 岡村 久道  
[www.law.co.jp](http://www.law.co.jp)

著作権とは何か？

# 知的財産権制度



# 著作権制度



## 著作者の権利1－著作者人格権

<b>著作者の人格権</b> (著作者の人格的利益を保護する権利)	公表権(18条)	未公表の著作物を公表するかどうか、どのように公表するかを決定することができる権利
	氏名表示権(19条)	著作物に著作者名を表示するか、どういった表示をするかを決定することができる権利
	同一性保持権(20条)	自己の著作物の内容や題号を意に反して改変されない権利

## 著作者の権利2－著作権(財産権)

<b>著作権(財産権)</b> (著作物の利用を許諾したり禁止する権利)	複製権(21条)	著作物の複製物を有形的に作成する権利
	上演権・演奏権(22条)	著作物を公に上演・演奏する権利
	上映権(22条の2)	著作物を公に上映する権利
	公衆送信権等(23条)	著作物を公衆送信、放送、有線放送し、また、その放送や有線放送を受信装置を使って公に伝達する権利
	口述権(24条)	著作物を口頭で公に伝える権利
	展示権(25条)	美術の著作物や未発行の写真著作物の原作品を公に展示する権利
	頒布権(26条)	映画の著作物を公に上映し、その複製物により頒布する権利
	譲渡権(26条の2)	映画以外の著作物の原作品又は複製物を公衆に譲渡する権利
	貸与権(26条の3)	映画以外の著作物の複製物を公衆に貸与する権利
	翻訳権・翻案権等(27条)	著作物を翻訳、編曲、変形、その他翻案する権利
	二次的著作物の利用に関する権利(28条)	二次的著作物を利用する権利

## 著作隣接権(1/2)

実演家の権利		
著作隣接権	録音権・録画権(91条)	自分の実演を録音・録画する権利
	放送権・有線放送権(92条)	自分の実演を放送・有線放送する権利
	送信可能化権(92条の2)	自分の実演を端末からのアクセスにより自動的に公衆に送信し得る状態に置く権利
	譲渡権(95条の2)	自分の実演の録音物又は録画物を公衆に譲渡する権利(一旦適法に譲渡された実演の録音物又は録画物のその後の譲渡は、譲渡権が及ばない)
	貸与権(95条の3)	商業用レコード(市販用CD等)を貸与する権利(最初の販売後1年のみ)
放送二次使用料を受ける権利(95条)	商業用レコードの放送・有線放送で使用された場合の使用料を放送事業者・有線放送事業者から受ける権利	
貸レコードについて報酬を受ける権利(95条の3)	貸レコード業者から報酬を受ける権利(貸与権行使後49年間)	
レコード製作者の権利		
著作隣接権	複製権(96条)	レコードを複製する権利
	送信可能化権(96条の2)	レコードを端末からのアクセスにより自動的に公衆に送信し得る状態に置く権利
	譲渡権(97条の2)	レコードの複製物を公衆に譲渡する権利(一旦適法に譲渡されたレコードの複製物のその後の譲渡は、譲渡権が及ばない)
	貸与権(97条の3)	商業用レコードを貸与する権利(最初の販売後1年間のみ)
	放送二次使用料を受ける権利(97条)	商業用レコードの放送・有線放送で使用された場合の使用料を放送事業者・有線放送事業者から受ける権利
貸レコードについて報酬を受ける権利(97条の3)	貸レコード業者から報酬を受ける権利(貸与権行使後49年間)	

## 著作隣接権(2/2)

放送事業者の権利		
著作隣接権	複製権(98条)	放送を録音・録画及び写真的方法により複製する権利
	再放送権・有線放送権(99条)	放送を受信して再放送したり、有線放送したりする権利
	テレビジョン放送の伝達権(100条)	テレビジョン放送を受信して画面拡大する特別装置(超大型テレビ、オーロラビジョン等)で公に伝達する権利
有線放送事業者の権利		
著作隣接権	複製権(100条の2)	有線放送を録音・録画及び写真的方法により複製する権利
	放送権・再有線放送権(100条の3)	有線放送を受信して放送したり、再有線放送したりする権利
	有線テレビジョン放送の伝達権(100条の4)	有線テレビジョン放送を受信して画面を拡大する特別装置で公に伝達する権利

## 著作権法の発展史 なぜ「権利の束」になったのか？

### 活版印刷技術の登場前



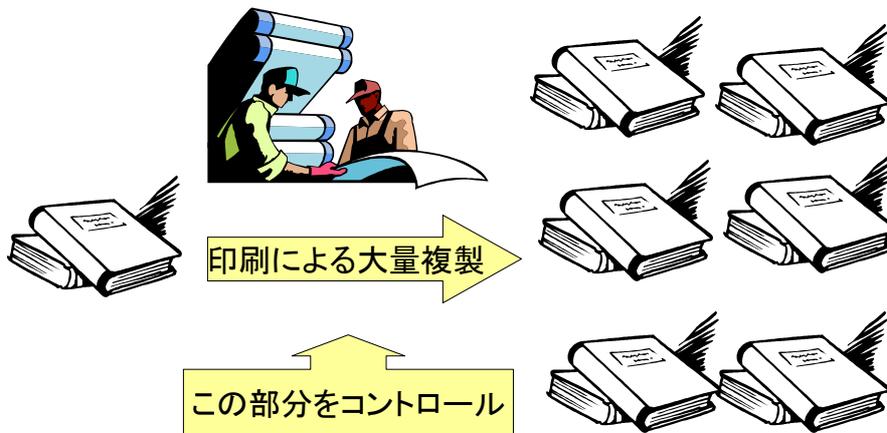
膨大な手間と時間と、そして才能を要する

有体物としての価値に力点

## 活版印刷技術の発明

- 15世紀中葉のゲーテンベルグの活版印刷技術の発明は、著作物の大量複製を可能にする初の革命的技術。
- 複製コストの劇的な改善を招いたので、一方では個々の書籍が有していた有体物としての価値を急速に低下。
- 他方では、情報の大量伝達媒体として急激な情報の流通拡大をもたらす。
- 神学者マルティン・ルター著書の、16世紀に入ると活字となって瞬く間に欧州中に広まり、他の印刷物とともに宗教改革をもたらす。
- 情報へのアクセスが飛躍的に容易になった結果、社会構造の変化が発生。

## 活版印刷技術発明の効果



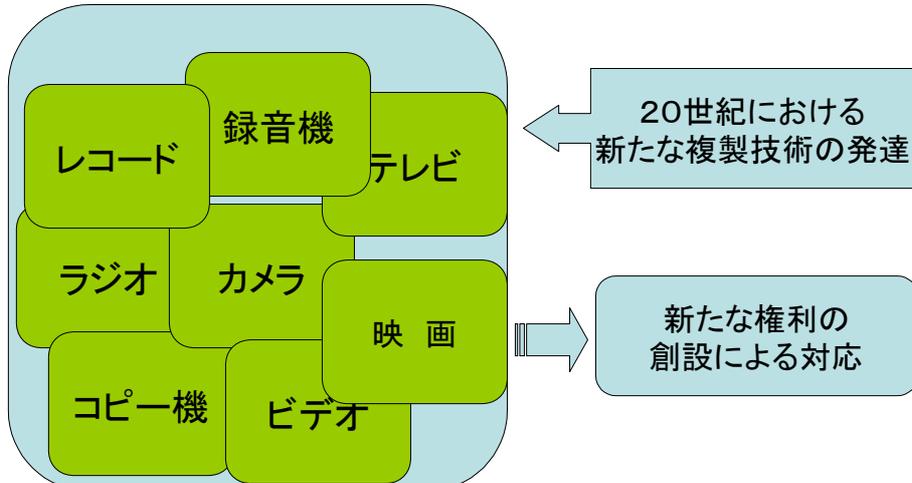
## 著作権保護の世界的な枠組み



- ・ もともと19世紀末に成立したベルヌ条約によって作られてきており、現在では世界の主要諸国がこの条約に加盟。
- ・ 日本も加盟しているため、わが国の著作権法はこの条約に基づき作られている。
- ・ 主たる対象は文芸や美術。
- ・ もともとコンピュータやネットワークは規定対象外。
- ・ 成立後、数多くの改正を重ね、著作権は「権利の束」となるが、コンピュータやネットワークは別の条約で保護。

## どうして「権利の束」になったのか？

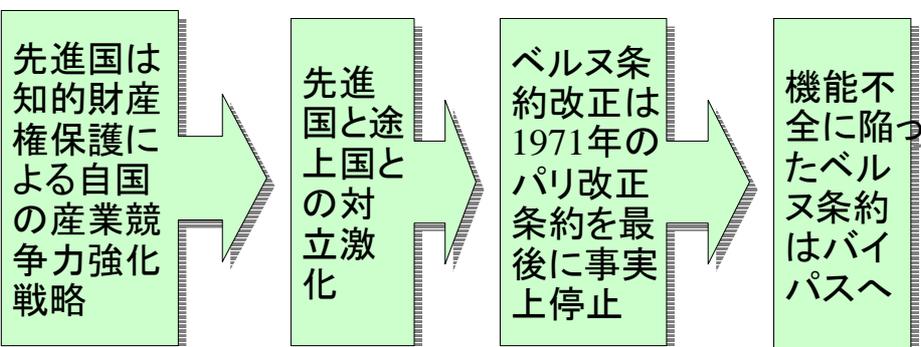
### 19世紀末のベルヌ条約



## 20世紀中盤－複製技術の拡散

- ベルヌ条約成立の時代には、著作物の大量複製は、著作者でも大衆でもなく、高価な複製設備を持つ一部の者の手に握られていた。
- 新たなメディアの登場と前後して、フォトコピーなどの複写機器、テープレコーダなどの録音機器、ビデオなどの録画機器といった新たな複製技術が次々に生み出され、家庭をはじめ社会の各所に拡散。
- 新たな複製技術が次第に進歩するにつれて複製機器は大衆の手に渡っていく。
- 著作物の私的使用は伝統的に著作権法の及ばない行為とされてきたが、家庭などに普及した新たな複製機器による私的録音録画の増大は、権利者側として放置できない重大な脅威であると考えられるようになった。
- やはり立法で対応。

## ベルヌ条約は機能不全状態へ



## デジタル技術の登場

### デジタル著作物の登場 ーソフトウェア・プログラム

- デジタル技術の著作権法への取り込みは、最初はコンピュータのソフトウェア・プログラムを中心に始まった。
- 第二次世界大戦終結直後の1946年、世界初のコンピュータENIACがペンシルバニア大学で産声をあげた。
- 初期にはプログラムはハードウェアの添えものにすぎなかった。

## ハッカー倫理

- これに続く高価で巨大なメインフレーム・コンピュータの時代、限られたリソースを有効に活用するためには、全員で効率の良いプログラムを共有し自由に改良していくべきであると信じられており、何らかの法制度を利用して独占を企てようとする者はいなかった。
- こうした文化の中心は最初はマサチューセッツ工科大学(MIT)の人工知能研究所(AI研)。
- 1970年代にはARPANET(インターネットの原型)によって広がる。
- 「コンピュータへのアクセス、加えて、何であれ、世界の機能の仕方について教えてくれるものへのアクセスは無制限かつ全面的でなければならない」とする文化が醸成され「ハッカー倫理」と呼ばれるようになる。

## ホームブルークラブ事件

- 1975年に世界最初の個人用コンピュータ組立キット「オルテア8800」発表。
- 自宅の台所や寝室に自分専用のコンピュータを置ける時代が到来。
- 発売元からの依頼でビル・ゲイツがオルテア用BASICの開発を担当。ところがデモ用未完成プログラムが流出。完成版発売前からハッカー・ソサエティ「ホームブルークラブ」に出回る。
- ゲイツは、このクラブに対し「ホビースト達への公開書簡」と題する抗議文。
- 他人が苦労して作ったソフトをコピーして無料で使うのはソフトを盗むようなものであり、こうした行為が許されれば、優秀なプログラマーは誰もソフトを作らなくなってしまうとして、インセンティブ論に立脚した主張を展開。

## copyleft

- ストールマンはGNUソフトの配布条件として、クローズドな製品への転用を防止する文言を盛り込む必要。
- これが「GNU一般公有使用許諾」(GNU General Public License: GPL)であり、GPLソフトから派生したソフトは、GPLによってソースコードを自由に使用させる義務を負うとされている(GPLの伝播性)。
- それはcopyrightを逆手に取った方法であったのでcopyleftと名付けられた。
- 彼はcopyleftでは、著作物の私物化を目的とする権利としてではなく、それを自由にしておく権利を保護するために著作権を使用すると述べている。

## 「GNU一般公有使用許諾」 (GPL: GNU General Public License)

- GNUプロジェクトの思想を踏まえて、GPLでは、ソースコードを含めてGNUソフトを自由に使用、変更、頒布を行う権利がユーザーに認められている。
- ソースコードの公開などが要求されるのは、ソースコードが入手できなければ、プログラムを変更して改良することができないからだ。

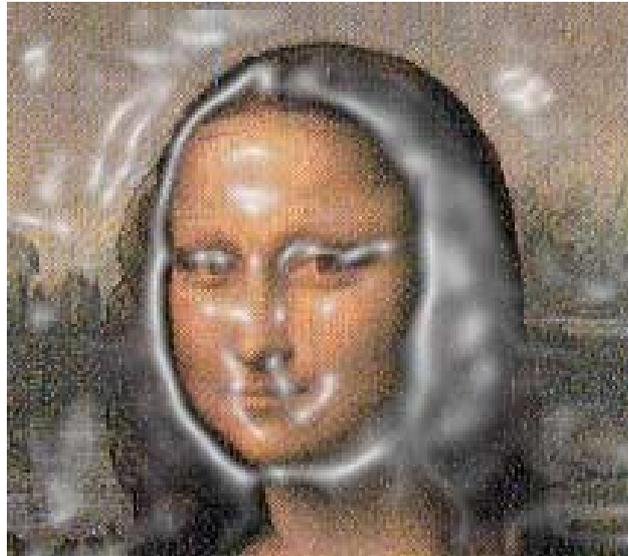
## デジタル著作物の特徴 ーアナログ著作物との相違点

- 複製及び改変の容易性
- 何がオリジナルで何が複製物なのかを、物理的に区別したり確定することさえ困難な場合もある
- 電子ネットワークを使用すれば、地球規模で瞬時に大量のデジタルコンテンツを自由に送受信することが可能

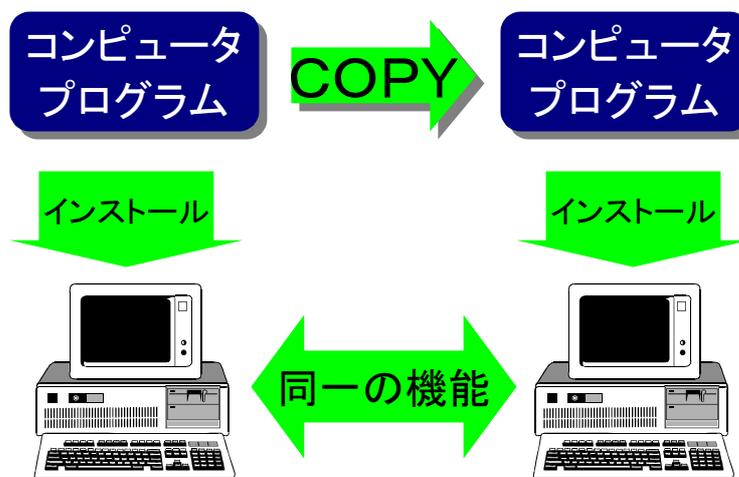
## 複製・改変の容易性



## 改変の容易性



## オリジナル概念の崩壊



## デジタル情報と劣化

- デジタルであればコピーしても劣化しない。
- さらに無限の寿命を有するという点を挙げる人もいる。
  - 昔のフィルムが色褪せ、書籍が変色してくるのに対し、デジタルであればそうした心配はない。

## 先進国による知的所有権保護強化の対応方針

- コンテンツの国際競争力に勝る先進国は、前記特質を理由にネットワークを介した世界規模での大量の不正コピーの発生及び流通を危惧する声を背景として、現在、著作権を中心とした知的所有権保護の強化という対応方針を打ち出している

## プログラムやデータベースの著作権による保護－TRIPS協定

### GATTのウルグアイ・ラウンド

- 米国の主導で、知的所有権に関する多国間交渉の舞台は、貿易自由化交渉の場であるGATTのウルグアイ・ラウンド(1986年に開始)へと移された。
- そのころからコンピュータを中心とするデジタル技術が本格的な発展時期を迎えはじめる。
- こうして通商問題にすり替わった後の1994年に作られたマラケシュ協定附属の「知的所有権の貿易関連の側面に関する協定」(TRIPs協定)では、米国の意向を強く反映して、プログラムやデータベースの著作権による保護が明記された。「ベルヌ条約に定める文学的著作物として保護される」(10条)とした。

## TRIPs協定第10条「コンピュータ・プログラム及びデータの編集物」

- 1 コンピュータ・プログラム(ソース・コードのものであるかオブジェクト・コードのものであるかを問わない。)は、千九百七十一年のベルヌ条約に定める文学的著作物として保護される。
- 2 素材の選択又は配列によって知的創作物を形成するデータその他の素材の編集物(機械で読取可能なものであるか他の形式のものであるかを問わない。)は、知的創作物として保護される。その保護は、当該データその他の素材自体には及んではならず、また、当該データその他の素材自体について存在する著作権を害するものであってはならない。

電子ネットワークへの対応と、プログラムやデータベースの著作権による保護強化－WIPO条約

## WIPO新条約の成立

- このような欧米の動向を背景として、国連の専門機関であるWIPO(世界知的所有権機関)を舞台に、著作権保護に関する国際的調和の見地からベルヌ条約の改定作業が続けられている。
- その一環として、1996年12月にジュネーブで開催された外交会議によって、2つの条約が採択。
  - 「WIPO著作権条約」
  - 「WIPO実演・レコード条約」

## 「WIPO著作権条約」の内容

- TRIPS協定に組み込まれていたプログラムやデータベースの著作権保護などが認められた。
- 著作者に「公衆への伝達権」が認められた。
  - 条約による初めての電子ネットワークへの対応
  - 有線又は無線の方法による著作物の公衆への伝達を許諾する排他的権利であり、当該著作物を公衆に提示された状態に置くことを含む。
- 技術的手段に関する義務
- 権利管理情報に関する義務
- その他

## WIPO著作権条約の「公衆への伝達権」

### 第8条〔公衆への伝達権〕

ベルヌ条約第11条(1)(ii)、第11条の2(1)(i)及び(ii)、第11条の三(1)(ii)、第14条(1)(ii)並びに第14条の2(1)の規定の適用を妨げることなく、文学的及び美術的著作物の著作者は、その著作物について、有線又は無線の方法による公衆への伝達（公衆のそれぞれが選択する場所及び時期において著作物の使用が可能となるような状態に当該著作物を置くことを含む。）を許諾する排他的権利を享有する。

（著作権情報センター参考訳）

## 「WIPO実演・レコード条約」の内容

- 著作者が有する許諾権との競合回避を理由として、実演家・レコード製作者に対し「送信行為」自体については権利を認めなかった。しかし、この条約は、これらの者の利益を保護するため、その前段階の「公衆に提示される状態に置く」行為に関しこれらの者の許諾権を認めた。
- 技術的手段に関する義務
- 権利管理情報に関する義務
- その他

## WIPO実演・レコード条約の「放送及び公衆への伝達に関する報酬請求権」

第15条〔放送及び公衆への伝達に関する報酬請求権〕

- (1) 実演家及びレコード製作者は、商業目的のために発行されたレコードの放送又は公衆への伝達のための直接的又は間接的な使用について、単一の衡平な報酬を請求する権利を享有する。
- (2) 実演家、レコード製作者又はその双方のいずれが利用者に単一の衡平な報酬を請求するかは、締約国の国内法に留保される。締約国は、実演家とレコード製作者の間に合意がない場合には、国内法により、実演家及びレコード製作者が単一の衡平な報酬を分配する条件を設定することができる。
- (3) 締約国は、(1)の規定の適用に関し、これを特定の利用のみに適用すること、その適用を他の方法に制限すること、又はこれをまったく適用しないことを、WIPO事務局長に寄託する通告において、宣言することができる。
- (4) この条の規定の適用上は、公衆の構成員が個別に選択した場所及び時においてアクセスできるように、有線又は無線の方法により、公衆に利用可能な状態にされたレコードは、商業目的のために発行されたレコードとみなすものとする。

(著作権情報センター参考訳)

## わが国の1997年の著作権法改正(1/2) — 「公衆送信権」(23条)創設

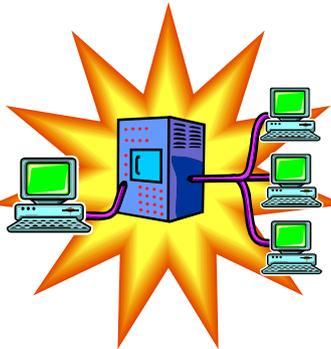
- 日本では、1997年6月に、WIPO条約の批准に向け改正。
- 1998年1月1日から施行。
- わが国では、既に1986年の改正により、プログラムの著作権による保護を明文化し、また、世界に先駆けて、リクエストを受けて行う送信に係る「有線送信権」を創設していた。しかし、この権利は法文の字句どおり「有線」に限られているのに対し、WIPO著作権条約では「無線」についても保護対象とされている。また、わが国の「有線送信権」では、対象行為が「送信行為」自体に限定されていたのに対し、この条約では送信行為の前段階である「公衆に提示される状態に置くこと」を含めて、より広く保護の対象とされている。
- そこで、この条約に基づき、「無線」及び「公衆に提示される状態に置くこと」についても保護対象としたのが、この法改正で設けられた「公衆送信権」(23条)。

## わが国の1997年の著作権法改正(2) －「送信可能化権」(92条の2及び96条の2)創設

- 「WIPO実演・レコード条約」では、「公衆に提示される状態に置く」行為に関し実演家・レコード製作者の許諾権を認めた。
- わが国の改正前の著作権法では、生実演等の場合を除いてこれらの者には権利が及ばないものとされていたので、この条約にわが国の著作権法を適合させるために、今回の法改正でこれらの者に「送信可能化権」という権利が付与されることになった。

## 1997年の改正著作権法によるネットワークでの著作権保護(まとめ)

アップロード行為は複製権



Web等での配信は公衆送信権、送信可能化権

## わが国の1999年の著作権法改正(1/2)

### 一 「技術的保護手段」の法的保護

- 1999年6月に、WIPO条約の批准に向け改正。
- 電磁的方法により、著作者人格権、著作権又は著作隣接権を侵害する行為の防止又は抑止をする手段であって、著作物、実演、レコード、放送又は有線放送の利用に際しこれに用いられる機器が特定の反応をする信号を著作物、実演、レコード又は放送若しくは有線放送に係る音若しくは映像とともに記録媒体に記録し、又は送信する方式によるものを、「技術的保護手段」と規定。
- 技術的保護手段の回避を行うことを専らその機能とする装置若しくはプログラムの複製物を公衆に譲渡し、若しくは貸与し、公衆への譲渡若しくは貸与の目的をもって製造し、輸入し、若しくは所持し、若しくは公衆の使用に供し、又は当該プログラムを公衆送信し、若しくは送信可能化した者、業として公衆からの求めに応じて技術的保護手段の回避を行った者に対し、罰則を科した(120条の2)。
- 著作権法一般に適法とされる「私的使用のための複製」であっても、技術的保護手段の回避により可能となり、又はその結果に障害が生じないようになった複製を、その事実を知りながら行う場合は違法とした(30条)。

## WIPO著作権条約11条〔技術的手段に関する義務〕

- 締約国は、著作者によって許諾されておらず、かつ、法令で許容されていない行為がその著作物について実行されることを抑制するための効果的な技術的手段であって、この条約又はベルヌ条約に基づく権利の行使に関連して当該著作者が用いるものに関し、そのような技術的手段の回避を防ぐための適当な法的保護及び効果的な法的救済について定める。

## 技術的保護手段の法的保護

デジタル著作物はコピーが容易で質的劣化なし—新たな技術的脅威

新たな著作権保護技術(技術的保護手段)が迎撃

コピープロテクト解析技術の発達  
新たな著作権保護技術に対して、新たな迂回(回避)技術が反撃

技術と技術とがいたちごっこを繰り返している

技術的保護手段の法的保護により、いたちごっこに終止符。

## WIPO著作権条約12条〔権利管理情報に関する義務〕

- (1) 締約国は、この条約又はベルヌ条約が対象とする権利の侵害を誘い、可能にし、助長し又は隠す結果となることを知りながら次に掲げる行為を故意に行う者がある場合に関し、適当かつ効果的な法的救済について定める。さらに、民事上の救済については、そのような結果となることを知る事ができる合理的な理由を有しながら次に掲げる行為を故意に行う者がある場合に関しても、これを定める。
  - (i) 電磁的な権利管理情報を権限なく除去し又は改変すること。
  - (ii) 電磁的な権利管理情報が権限なく除去され又は改変されたことを知りながら、関係する著作物又は著作物の複製物を権限なく頒布し、頒布のために輸入し、放送し又は公衆に伝達すること。
- (2) この条において、「権利管理情報」とは、著作物、著作物の著作者、著作物に係る権利を有する者又は著作物の利用の条件に係る情報を特定する情報及びその情報を表わす数字又は符号をいう。ただし、これらの項目の情報が著作物の複製物に付される場合又は著作物の公衆への伝達に際して当該著作物とともに伝達される場合に限る。

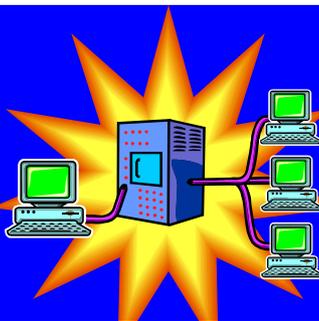
## わが国の1999年の著作権法改正(2/2)

### 一 「権利管理情報」の法的保護

- 「電子透かし」のように、著作者人格権、著作権、著作隣接権に関する情報であって、電磁的方法により著作物等に記録され、又は送信される一定の情報を、「権利管理情報」とする。
- 権利管理情報として虚偽の情報を故意に付加する行為、権利管理情報を故意に除去し、又は改変する行為、以上の行為が行われた著作物等の複製物を、悪意で頒布し、若しくは頒布目的で輸入・所持し、又は当該著作物等を悪意で公衆送信し、若しくは送信可能化する行為を、権利侵害行為とみなす(113条)。
- 営利を目的として、これらの行為を行った者には罰則(120条の2)。

## 1999年の改正著作権法によるネットワークでの著作権保護(まとめ)

アップロード行為は複製権



Web 等での配信は公衆送信権、送信可能化権

技術的保護手段の法的保護

権利管理情報に関する法的保護

## わが国の2000年の著作権法改正

- 2000年の改正はWIPO条約に関するものではないが、この改正を検討した文化庁の「著作権審議会第1小委員会審議のまとめ」(1999年12月)には、「近年のデジタル化・ネットワーク化の進展に伴う著作物利用形態の変化」などを踏まえたものである旨が明記。
- 改正内容は、情報伝達手段の発達により可能となった視聴覚障害者のための著作物の利用について自由に行うことができるようにすること、著作権等を侵害された者の救済を図るための制度を充実することなど。
- このうち視聴覚障害者のための改正としては、視覚障害者用の点字データのコンピュータへの蓄積及びコンピュータ・ネットワークを通じた送信についての対応が図られ(37条2項)、聴覚障害者のための自動公衆送信についても規定(37条の2)が設けられるなどしている。

## 著作権等管理事業法



- 2001年10月1日から施行。
- 規制緩和を目指したこの法律は、著作権及び著作隣接権の管理を委託する者を保護し、著作物、実演、レコード、放送及び有線放送の利用を円滑にするため、一定の範囲の著作物に係る著作権に関する仲介業務についての許可制度を廃止し、著作権及び著作隣接権を管理する事業について登録制度を実施するとともに、管理委託契約約款及び使用料規程の届出及び公示等を義務付け、使用料規程に関する協議及び裁定の制度を設ける等その業務の適正な運営を確保するための措置を講ずるもの。

[http://www.shugiin.go.jp/itdb\\_main.nsf/html/gian/honbun/houan/g15005013.htm](http://www.shugiin.go.jp/itdb_main.nsf/html/gian/honbun/houan/g15005013.htm)

## ユーザーの著作権侵害行為とインターネット接続プロバイダの責任

### わが国のネット管理者の責任に関する判例

- ニフティ「現代思想フォーラム」事件
  - 東京地判平成9(1997)年5月26日判時1610号22頁
  - 東京高判平成13(2001)年9月5日
- 都立大学事件
  - 東京地判平成11(1999)年9月24日判時1707号139頁
- ニフティ「本と雑誌のフォーラム」事件
  - 東京地判平成13(2001)年8月27日
- 2ちゃんねる差止仮処分事件
  - 東京地決平成13(2001)年8月28日

## 米DMCA(米著作権法512条)

- 「サービス・プロバイダ」は、最終的に素材又は行為が著作権侵害に該当すると判断されるかどうかを問わず、侵害に該当すると主張されている素材・行為へのアクセスを、善意で誠実に解除・除去したことに基づく請求、又は侵害行為が明らかとなる事実・状況に基づく請求について、何人に対しても責任を負わない(同条(g)(1))。
- ただし例外として、「サービス・プロバイダ」が管理又は運営するシステム又はネットワーク上に、「サービス・プロバイダ」加入者の指示に基づいて設置された素材であって、「サービス・プロバイダ」が除去又はアクセス解除したものについては、一定のルールを遵守して行動したことを条件に、はじめて免責の対象となる(同条(g)(2))。

## 米DMCAにおけるNotice and Takedown その1

- 同条では、まず「サービス・プロバイダ」は指定代理人を設けて、当該代理人の名称、住所、電話番号電子メールアドレスなど一定事項を米国著作権局に登録し、著作権者からの著作権侵害主張の通知を受け付けることを可能にしておかなければならない(同条(c)(2))。いわば苦情処理窓口。
- 次に、この指定代理人宛に、著作権を侵害されたと主張する者から、一定要件(同条(c)(3))をみたした著作権侵害の通知を受けたときは、素材を除去しアクセスを解除した後、その旨をすみやかに加入者に通知すべく、合理的措置をとる(同条(g)(2)(A))。

## 米DMCAにおけるNotice and Takedown その2

- 除去等を受けた会員は、不服があるときは「サービス・プロバイダ」指定代理人宛に反論通知を送り(同条(g)(3))、これを受け取った「サービス・プロバイダ」は、著作権侵害の通知を行った者に対し反論通知のコピーを送り、その際、除去された素材等を10営業日後に復活させる旨をあわせて通知(同条(g)(2)(B))。
- その場合、著作権侵害の通知を行った者は、加入者に対し裁判所に差止訴訟を提起するか否かを検討し、訴訟を提起した場合は、その旨を「サービス・プロバイダ」指定代理人宛に通知(同条(g)(2)(C))。
- 訴訟を提起した旨の通知を受けた場合は、「サービス・プロバイダ」は削除等を維持したままの状態を保ち、最終的には裁判所の判断に従えば足りません。これに対し、そうした訴訟が提起されず、したがって訴訟提起の通知を受けない場合は、「サービス・プロバイダ」は、反論通知の受領後10営業日以降14営業日以内に除去等を復活することができ(同条(g)(2)(C))、その場合には除去等の責任を負わずに済む。

## 特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律(案)(1/2)

### (損害賠償責任の制限)

**第三条** 特定電気通信による情報の流通により他人の権利が侵害されたときは、当該特定電気通信の用に供される特定電気通信設備を用いる特定電気通信役務提供者(以下この条において「関係役務提供者」という。)は、これによって生じた損害については、権利を侵害した情報の不特定の者に対する送信を防止する措置を講ずることが技術的に可能な場合であって、次の各号のいずれかに該当するときに限り、賠償の責めに任じない。ただし、当該関係役務提供者が当該権利を侵害した情報の発信者である場合は、この限りでない。

一 当該関係役務提供者が当該特定電気通信による情報の流通によって他人の権利が侵害されていることを知っていたとき。

二 当該関係役務提供者が、当該特定電気通信による情報の流通を知っていた場合であって、当該特定電気通信による情報の流通によって他人の権利が侵害されていることを知ることができたと認められるに足りる相当の理由があるとき。

2 特定電気通信役務提供者は、特定電気通信による情報の送信を防止する措置を講じた場合において、当該措置により送信を防止された情報の発信者に生じた損害については、当該措置が当該情報の不特定の者に対する送信を防止するために必要な限度において行われたものである場合であって、次の各号のいずれかに該当するときは、賠償の責めに任じない。

一 当該特定電気通信役務提供者が当該特定電気通信による情報の流通によって他人の権利が不当に侵害されていると信じるに足りる相当の理由があったとき。

二 特定電気通信による情報の流通によって自己の権利を侵害されたとする者から、当該権利を侵害したとする情報(以下「侵害情報」という。)、侵害されたとする権利及び権利が侵害されたとする理由(以下この号において「侵害情報等」という。)を示して当該特定電気通信役務提供者に対し侵害情報の送信を防止する措置(以下この号において「送信防止措置」という。)を講ずるよう申出があった場合に、当該特定電気通信役務提供者が、当該侵害情報の発信者に対し当該侵害情報等を示して当該送信防止措置を講ずることに同意するかどうかを照会した場合において、当該発信者が当該照会を受けた日から七日を経過しても当該発信者から当該送信防止措置を講ずることに同意しない旨の申出がなかったとき。

## 特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限 及び発信者情報の開示に関する法律(案) (2/2)

### (発信者情報の開示請求等)

**第四条** 特定電気通信による情報の流通によって自己の権利を侵害されたとする者は、次の各号のいずれにも該当するときに限り、当該特定電気通信の用に供される特定電気通信設備を用いる特定電気通信役務提供者(以下「開示関係役務提供者」という。)に対し、当該開示関係役務提供者が保有する当該権利の侵害に係る発信者情報(氏名、住所その他の侵害情報の発信者の特定に資する情報であつて総務省令で定めるものをいう。以下同じ。)の開示を請求することができる。

一 侵害情報の流通によって当該開示の請求をする者の権利が侵害されたことが明らかであるとき。  
二 当該発信者情報が当該開示の請求をする者の損害賠償請求権の行使のために必要である場合その他発信者情報の開示を受けるべき正当な理由があるとき。

2 開示関係役務提供者は、前項の規定による開示の請求を受けたときは、当該開示の請求に係る侵害情報の発信者と連絡することができない場合その他特別の事情がある場合を除き、開示するかどうかについて当該発信者の意見を聴かなければならない。

3 第一項の規定により発信者情報の開示を受けた者は、当該発信者情報をみだりに用いて、不当に当該発信者の名誉又は生活の平穩を害する行為をしてはならない。

4 開示関係役務提供者は、第一項の規定による開示の請求に応じないことにより当該開示の請求をした者に生じた損害については、故意又は重大な過失がある場合でなければ、賠償の責めに任じない。ただし、当該開示関係役務提供者が当該開示の請求に係る侵害情報の発信者である場合は、この限りでない。

## その他のデジタル関連著作権紛争

## スターデジオ事件 (東京地判平成12(2000)年5月16日)

- 衛星放送サービス「スカイパーフェクTV」の一つとして被告株式会社第一興商が「スターデジオ100」の営業名で行っている公衆送信サービスで、商業用音楽レコードを流したところ、著作隣接権(レコード製作者の権利)に基づく差止請求等を求める訴訟が提起された。
- 2つの訴訟に分かれて提起。

## スターデジオ事件1 (平成10(ワ)17018)

- 原告の主張
  1. 保有サーバにおける複製権侵害  
被告第一興商は、本件番組において本件各音源を公衆に送信するに当たって、本件各音源についてのデジタル信号を保有サーバに蓄積しているところ、右行為は、原告らがそれぞれ本件各レコードについて有しているレコード製作者としての複製権(著作権法九六条)を侵害する。
  1. 違法な私的複製の教唆・幫助による複製権侵害  
被告らは、共同して、本件番組において本件各音源を公衆に送信することにより、受信者が本件各音源をMDに録音することを教唆・幫助しているところ、右行為は、原告らがそれぞれ本件各レコードについて有しているレコード製作者としての複製権(著作権法九六条)を侵害。
  2. 受信チューナーにおける複製権侵害  
被告らは、共同して、本件番組において本件各音源を公衆に送信することにより、受信者が保有する受信チューナー内のRAMに、本件各音源についてのデジタル信号を蓄積しているところ、右行為は、原告らがそれぞれ本件各レコードについて有しているレコード製作者としての複製権(著作権法九六条)を侵害する。

## 平成10(ワ)17018の裁判所の判断

1. 請求棄却。
2. 保有サーバに蓄積する行為は、本件各レコードの「複製」に当たる。本件番組の送信は、著作権法二条一項八号の「放送」の定義に当てはまり、したがって、同法四四条一項所定の「放送」にも該当する。被告第一興商は同法四四条一項の「放送事業者」にも該当する。本件番組における音楽データの保有サーバへの蓄積は、著作権法一〇二条一項によって準用される同法四四条一項における「放送のための一時的な録音」に当たるから、原告らの本件各レコードについてのレコード製作者としての複製権を侵害するものとはいえない。
3. 本件番組において送信された本件各音源を受信した受信者の中に、これを受信チューナーに接続した録音機器によってデジタル方式のMDに録音する者が相当数存在することが推認される。右のような受信者による本件各音源のMD録音は、本件各レコードの「複製」行為に当たる。一般的に、個々の受信者にとって、「個人的に又は家庭内その他これに準ずる限られた範囲内において使用すること」を目的として行われており、また、右録音が公衆の使用に供することを目的として設置されている自動複製機器を用いて行われるものでないから、個々の受信者による右録音行為は、著作権法一〇二条一項によって準用される同法三〇条一項が規定する「私的使用のための複製」に当たり、原告らの本件各レコードについてのレコード製作者としての複製権を侵害するものとはいえない。
4. RAMにおけるデータ等の蓄積は、著作権法上の「複製」には当たらない。本件番組における音楽データが受信チューナーのRAMに蓄積される過程は、一般的なコンピュータのRAMにおけるデータ等の蓄積と同様に一時的・過渡的なものであるから、本件番組において受信された本件各音源を受信チューナーのRAMに蓄積する行為は、著作権法上の「複製」には該当せず、したがって、原告らが有する本件各レコードについてのレコード製作者としての複製権を侵害しない。

## スターデジオ事件2 (平成10(ワ)19566)

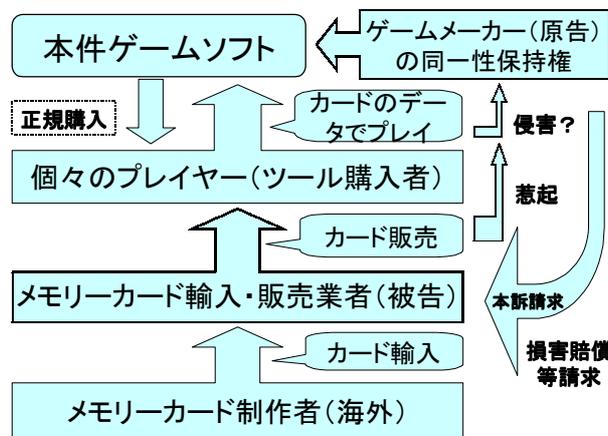
### ● 原告の主張

1. 被告は、本件番組において本件各音源を公衆に送信することにより、受信者による本件各音源のMDへの録音を惹起させているところ、右行為は、原告らがそれぞれ本件各レコードについて有しているレコード製作者としての複製権（著作権法九六条）を侵害する。
2. 被告は、本件番組において本件各音源を公衆に送信するためにこれをデジタル方式の保有サーバに収録しているところ、右行為は、原告らがそれぞれ本件各レコードについて有しているレコード製作者としての複製権（著作権法九六条）を侵害する。

## 平成10(ワ)19566の裁判所の判断

1. 請求棄却。
2. 本件番組で送信された本件各音源の受信者中に、受信チューナーに接続した録音機器でデジタル方式のMDに録音する者が相当数存在することが推認され、右録音は当該受信者による本件各レコードの「複製」行為に当たる。九六条は「レコード製作者は、そのレコードを複製する権利を専有する。」と規定するところ、ここにいう「レコードを複製する権利」とは、レコードを「有形的に再製する」（二条一項一五号）権利であり、「専有する」とは文字通り「専ら有する」ことを意味するから、九六条は、レコード製作者が、自らの製作に係るレコードを有形的に再製する権利を専有することを規定するにすぎないから、ここから導き出されるレコード製作者の権利とは、その製作にかかるレコードを自ら自由に有形的に再製できるとともに、その意思に基づかず他人が右レコードを有形的に再製することを禁止し得る権利である。してみると、右レコード製作者の複製権を「侵害」する行為として、一一二条一項による差止請求等が認められる行為とは、レコード製作者の意思に基づかずにその製作に係るレコードを有形的に再製する行為にほかならない。また被告が受信者を自己の手足として利用して、本件各音源の物理的な録音行為を行わせている旨の原告らの主張も理由がない。受信者による本件各音源のMDへの録音に関し、被告が原告らの本件各レコードの複製権を侵害していることを認めることはできない。
3. 本件番組の送信は著作権法上の「放送」に当たり、被告が本件番組において本件各音源を公衆に送信するに当たって、本件各音源に係る音楽データを保有サーバに蓄積する行為は、放送事業者が、本件各レコードを、自己の放送のために、自己の手段により、一時的に録音する行為であるといえるから、著作権法一〇二条一項によって準用される同法四四条一項が適用され、原告らの本件各レコードについてのレコード製作者としての複製権を侵害するものといえない。

## ときめきメモリアル事件上告審判決 (最三小判平成13年2月13日)



## ときめきメモリアル事件上告審判決の 内容

- ゲームソフトにおいて設定されたパラメータを置き換え、本来予定された範囲を超えてストーリーを展開させるメモリーカードの使用が、ゲームソフトの著作者の有する同一性保持権を侵害するとされた事例。
- 専らゲームソフトの改変のみを目的とするメモリーカードを輸入、販売し、他人の使用を意図して流通に置いた者は、他人の使用によるゲームソフトの同一性保持権の侵害を惹起したものとして、不法行為に基づく損害賠償責任を負う。

おわりに